

水産政策審議会の概要

1. 審議会の根拠規定： 水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）（法第 35 条）
2. 権 限（法第 36 条）
 - （1）水産基本法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣等の諮問に応じ、本法の施行に関する重要事項を調査審議する。
 - （2）漁業法、漁港漁場整備法、漁船法、水産資源保護法、海洋水産資源開発促進法、沿岸漁場整備開発法、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、持続的養殖生産確保法及び内水面漁業の振興に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
3. 委 員
 - （1）定 数： 30 人以内（学識経験者）（法第 37 条）
 - （2）任 命： 農林水産大臣が任命（法第 37 条）
 - （3）任 期： 2 年（令第 3 条）
 - （4）会 長： 委員の互選により選任（令第 4 条）
 - （5）会長代理： 会長が指名（令第 4 条）
4. 特別委員： 学識経験者のうちから農林水産大臣が任命（令第 1 条・第 2 条）
5. 分科会

審議会に資源管理分科会及び漁港漁場整備分科会を置く。（令第 5 条）

資 源 管 理 分 科 会： 水産資源の適切な保存及び管理に関する施策に係るものの調査審議等

漁港漁場整備分科会： 漁港及び漁場の整備に関する施策に係るものの調査審議等
6. 部 会

審議会及び分科会に部会を置くことができる。（令第 6 条）

審議会に企画部会を置く。（議事規則）

企 画 部 会： 水産基本計画の策定及び水産についての年次報告等に関しての調査審議等

資源管理分科会にくろまぐろ部会を置く。（議事規則）

く ろ ま ぐ ろ 部 会： くろまぐろの漁獲可能量の配分方法に関しての調査審議
7. 議 事
 - （1）定 足 数： 委員の過半数（令第 8 条）
 - （2）議 決 数： 出席委員の過半数（令第 8 条）
 - （3）会 議： 原則として公開（議事規則）

（注）「法」水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）
 「令」水産政策審議会令（平成 13 年政令 230 号）
 「議事規則」水産政策審議会議事規則